

人材紹介基本契約書

株式会社〇〇〇〇（以下、甲という）と株式会社ハマックス（以下、乙という）とは、甲の人材採用に関し、下記のとおり甲が乙に人材の紹介を依頼する契約を締結する。

第一条（業務内容）

乙は、甲の諸条件に関する人材紹介、及び採用に関するコンサルティング業務を行うものとする。

第二条（紹介手数料の発生）

人材紹介手数料（以下、紹介手数料）は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。

採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。

また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

第三条（紹介手数料）

乙が甲に紹介した採用決定者の紹介手数料（消費税別）については、年収の35%とする（年収は月収の14ヶ月分とする）。紹介手数料は乙が指定した方法（銀行振込）にて入社月の翌月末までに支払うものとする。

採用決定者入社後、一身上の都合により3ヶ月以内に退職した場合には、乙は甲に対して、領収済みの紹介手数料の一部を、下記の期間に応じて、採用決定者退職日より1ヶ月以内に返却するものとする。

- ・1ヶ月以内で退職した場合……………紹介手数料の80%
- ・1ヶ月以上3ヶ月以内で退職した場合……………紹介手数料の50%

但し、甲の採用決定者に対する対応が、労働関連法令に違反し、これを理由に採用決定者が退職した場合には、乙は甲に紹介手数料を返還しないものとする。

第四条（紹介手数料の支払い）

甲は採用決定者と労働契約を締結月の翌月末までに、乙に第三条に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込みより支払うものとする。

第五条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た選考対象者等第三者に関する情報並びに、甲乙お互いの秘密、又は不利益となる情報に関して守秘義務を責うものとする。

第六条（契約の有効期限）

本契約の有効期限は、契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議申し立てのない場合は、本契約は同一条件にて更に一年間延長されるものとし、契約についても同様とする。

第七条（本契約の未記載事項）

本契約書に定めていない事項に関しては、その都度甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本合意成立の証として本証2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

（甲）

（乙）株式会社ハマックス

大阪府高槻市真上町1丁目3番1号

代表取締役 浜田 温平

厚生労働大臣許可：27 - ユ - 301080